商　　号
代表者の
氏　　名
未達債務の額等に関する報告書

（記載上の注意）

１．法第38条第１項の登録申請書（特定信託会社にあっては、法第37条の２第３項の規定による届出書）又は法第41条第４項（法第37条の２第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２．法第37条の登録を受けている場合にあっては「登録番号」を記載し、法第37条の２第３項の規定による届出を行った場合にあっては「届出受理番号」を記載すること。

１．未達債務の額等の概要

報　告　日	年　　月　　日
報告対象期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
報告基準日における未達債務の額	（第１種）　円 （第２種）　円 （第３種）　円 （①　円 ②　円） （特定資金移動業）　円 （合　計）　円 （合計から第３種①を除いた額） 円
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	（第　種）　円 （特定資金移動業）　円 （合　計）　円
報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額	円

（記載上の注意）

１．［略］

２．「未達債務の額」は、資金移動業（特定資金移動業を除く。以下この様式において同じ。）の種別ごとに、利用者（国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。）に対して負担する債務の額について記載し、特定資金移動業を営む場合は、「未達債務の額」を「特定信託受益権の履行等金額の合計額」と読み替えて記載すること。また、法第45条の２第１項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内

商　　号
代表者の
氏　　名
未達債務の額等に関する報告書

（記載上の注意）

法第38条第１項の登録申請書又は法第41条第４項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

１．未達債務の額等の概要

報　告　日	年　　月　　日
報告対象期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
報告基準日における未達債務の額	（第１種）　円 （第２種）　円 （第３種）　円 （①　円 ②　円） （合　計）　円 （合計から第３種①を除いた額） 円
報告基準日における未達債務の額に係る履行保証金の額	（第　種）　円 （合　計）　円
報告基準日における第三種資金移動業に係る預貯金の額	円

（記載上の注意）

１．［同左］

２．「未達債務の額」は、資金移動業の種別ごとに、利用者（国内にある利用者に対して負担する債務の額と国外にある利用者に対して負担する債務の額とを区分することができる場合は、国内の利用者に限る。）に対して負担する債務の額について記載すること。また、法第45条の２第１項の規定の適用を受けている場合には、第三種資金移動業に係る未達債務の額の内訳として、①は当該第三種資金移動業に係る未達債務の額に預貯金等管理割合（同条第１項に規定する預貯金等管理割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を、②は当